

ごみ収集予定カレンダー

(須賀利・九鬼・早田・三木浦・小脇・名柄・三木里・古江・賀田・曾根・梶賀)

○燃やすごみ (火・金コース)

○資源化物 (C地区)

(分別ステーションに出すもの)

【カン類・ビン類・紙類・その他⇒第1～第4水曜日】

【資源プラスチック類⇒水曜日】

【問い合わせ先】 尾鷲市クリンクルセンター ☎22-0605

尾鷲市清掃工場 ☎22-3245

★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧ください。

★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。

★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。



令和8年10月～令和9年3月分については、ウラ面に掲載されています。

令和8年 4月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | | 1 かん類・資源プラ | 2 | 3 ごみ | 4 |
| 5 持込 | 6 | 7 ごみ | 8 びん類・資源プラ | 9 | 10 ごみ | 11 |
| 12 | 13 | 14 ごみ | 15 紙類・資源プラ | 16 | 17 ごみ | 18 |
| 19 持込 | 20 | 21 ごみ | 22 その他・資源プラ | 23 | 24 ごみ | 25 |
| 26 | 27 | 28 ごみ | 29 資源プラ | 30 | | |

令和8年 5月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | | | | 1 ごみ | 2 |
| 3 持込 | 4 | 5 ごみ | 6 かん類・資源プラ | 7 | 8 ごみ | 9 |
| 10 | 11 | 12 ごみ | 13 びん類・資源プラ | 14 | 15 ごみ | 16 |
| 17 持込 | 18 | 19 ごみ | 20 紙類・資源プラ | 21 | 22 ごみ | 23 |
| 24 | 25 | 26 ごみ | 27 その他・資源プラ | 28 | 29 ごみ | 30 |
| 31 | | | | | | |

令和8年 6月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | 1 | 2 ごみ | 3 かん類・資源プラ | 4 | 5 ごみ | 6 |
| 7 持込 | 8 | 9 ごみ | 10 びん類・資源プラ | 11 | 12 ごみ | 13 |
| 14 | 15 | 16 ごみ | 17 紙類・資源プラ | 18 | 19 ごみ | 20 |
| 21 持込 | 22 | 23 ごみ | 24 その他・資源プラ | 25 | 26 ごみ | 27 |
| 28 | 29 | 30 ごみ | | | | |

令和8年 7月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | | 1 かん類・資源プラ | 2 | 3 ごみ | 4 |
| 5 持込 | 6 | 7 ごみ | 8 びん類・資源プラ | 9 | 10 ごみ | 11 |
| 12 | 13 | 14 ごみ | 15 紙類・資源プラ | 16 | 17 ごみ | 18 |
| 19 持込 | 20 | 21 ごみ | 22 その他・資源プラ | 23 | 24 ごみ | 25 |
| 26 | 27 | 28 ごみ | 29 資源プラ | 30 | 31 ごみ | |

令和8年 8月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 持込 | 3 | 4 ごみ | 5 かん類・資源プラ | 6 | 7 ごみ | 8 |
| 9 | 10 | 11 ごみ | 12 びん類・資源プラ | 13 | 14 ごみ | 15 |
| 16 持込 | 17 | 18 ごみ | 19 紙類・資源プラ | 20 | 21 ごみ | 22 |
| 23 | 24 | 25 ごみ | 26 その他・資源プラ | 27 | 28 ごみ | 29 |
| 30 | 31 | | | | | |

令和8年 9月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | 1 ごみ | 2 かん類・資源プラ | 3 | 4 ごみ | 5 |
| 6 持込 | 7 | 8 ごみ | 9 びん類・資源プラ | 10 | 11 ごみ | 12 |
| 13 | 14 | 15 ごみ | 16 紙類・資源プラ | 17 | 18 ごみ | 19 |
| 20 持込 | 21 | 22 ごみ | 23 その他・資源プラ | 24 | 25 ごみ | 26 |
| 27 | 28 | 29 ごみ | 30 資源プラ | | | |

※回収拠点に出すごみ

回収品目

紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、乾電池、蛍光管
(分別ステーションには出せません)

※清掃工場に持ち込まなければならないごみ

大きさ制限を超える大型ごみ(おおむね四方が50cm、重さが10kgを超えるごみ)

※月～金(祝日除く) 9:00～16:00 ※第1・第3日曜日 9:00～15:00

※ごみを持ち込む際には、あらかじめ分別してお持ち込み下さい。

(分別されていないと引き取れない場合があります)

※リサイクルできる家具等の回収

使用可能な家具等の場合、クリンクルセンターへ予約すれば、係員がお伺いし

て引き取る物かどうかの判断の上、無料で回収いたします。

※回収した家具等は、リサイクル品として同センターで配布します。

※引き取り不可の場合はご自身で廃棄していただきます。

大量のごみについて

大量のごみ(草木などを含む)が出る場合は、回収場所に出さずに清掃工場に持ち込んで下さい。また、持ち込む際は事前に清掃工場へ連絡して下さい。

ごみ出し三原則を守りましょう ■決められた日に(朝8時まで) ■決められたものを(分別して) ■決められた場所へ出しませう

×市が取り扱わないごみ

下記に該当するものについては、販売店や処理業者等に相談して下さい。

●爆発性、引火性、毒性、危険性、著しく悪臭を発生するもの、特別一般廃棄物、廃棄物の処理を著しく困難にするもの、市の処理施設の機能に支障を生じるもの

●産業廃棄物であるもの

●法律(家電リサイクル法、オートバイリサイクル法)などにより処理過程が義務付けられているもの

●適正処理困難物に指定されているもの

適正処理困難物の品目

スプリングマット、タイヤ、単車、FRP製のもの、ガレキ類(断熱材、土砂など、又はそれらが含まれるもの)、農薬・劇薬及び農薬・劇薬の容器、消火器、注射器、ソーラー設備等の室外設置型設備(灯油ボイラーも含む)、木(直径30cm以上、長さ2m以上のもの)、業務用製品、バッテリー、ボンベ類、建築廃材(リフォームを含む)

木及び日曜大工等で発生する程度の木材・廃材に限っては、事前に持ち込まれる量・日時を清掃工場に確認の上、持ち込むことが可能です。

ごみ収集予定カレンダー

【問い合わせ先】 尾鷲市クリンクルセンター ☎22-0605
 尾鷲市清掃工場 ☎22-3245
 ★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧ください。
 ★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。
 ★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。

(須賀利・九鬼・早田・三木浦・小脇・名柄・三木里・古江・賀田・曾根・梶賀)

○燃やすごみ(火・金コース) ← 1月1日を除く

○資源化物(C地区)

【カン類・ビン類・紙類・その他⇒第1～第4水曜日】

【分別ステーションに出すもの】 【資源プラスチック類⇒水曜日】



令和8年 10月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | | | 1 | 2 ごみ | 3 |
| 4 持込 | 5 | 6 ごみ | 7 カン類・資源プラ | 8 | 9 ごみ | 10 |
| 11 | 12 | 13 ごみ | 14 ビン類・資源プラ | 15 | 16 ごみ | 17 |
| 18 持込 | 19 | 20 ごみ | 21 紙類・資源プラ | 22 | 23 ごみ | 24 |
| 25 | 26 | 27 ごみ | 28 その他・資源プラ | 29 | 30 ごみ | 31 |

令和8年 11月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| 1 持込 | 2 | 3 ごみ | 4 カン類・資源プラ | 5 | 6 ごみ | 7 |
| 8 | 9 | 10 ごみ | 11 ビン類・資源プラ | 12 | 13 ごみ | 14 |
| 15 持込 | 16 | 17 ごみ | 18 紙類・資源プラ | 19 | 20 ごみ | 21 |
| 22 | 23 | 24 ごみ | 25 その他・資源プラ | 26 | 27 ごみ | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

令和8年 12月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | | 1 ごみ | 2 カン類・資源プラ | 3 | 4 ごみ | 5 |
| 6 持込 | 7 | 8 ごみ | 9 ビン類・資源プラ | 10 | 11 ごみ | 12 |
| 13 | 14 | 15 ごみ | 16 紙類・資源プラ | 17 | 18 ごみ | 19 |
| 20 持込 | 21 | 22 ごみ | 23 その他・資源プラ | 24 | 25 ごみ | 26 |
| 27 | 28 | 29 ごみ | 30 資源プラ | 31 | | |

清掃工場へのごみの持ち込みは12月28日16時までです。
 年末のため、収集日に注意して下さい。

令和9年 1月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|---|----------|----------------|----|----------|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 ごみ | 6 カン類・資源プラ | 7 | 8 ごみ | 9 |
| 10 持込 | 11 | 12 ごみ | 13 ビン類・資源プラ | 14 | 15 ごみ | 16 |
| 17 | 18 | 19 ごみ | 20 紙類・資源プラ | 21 | 22 ごみ | 23 |
| 24 持込 | 25 | 26 ごみ | 27 その他・資源プラ | 28 | 29 ごみ | 30 |
| 31 | 年始のため、収集日・持ち込み日に注意して下さい。 清掃工場へのごみの持ち込みは1月4日からです。 | | | | | |

令和9年 2月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | 1 | 2 ごみ | 3 カン類・資源プラ | 4 | 5 ごみ | 6 |
| 7 持込 | 8 | 9 ごみ | 10 ビン類・資源プラ | 11 | 12 ごみ | 13 |
| 14 | 15 | 16 ごみ | 17 紙類・資源プラ | 18 | 19 ごみ | 20 |
| 21 持込 | 22 | 23 ごみ | 24 その他・資源プラ | 25 | 26 ごみ | 27 |
| 28 | | | | | | |

令和9年 3月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----|----------|----------------|----|----------|----|
| | 1 | 2 ごみ | 3 カン類・資源プラ | 4 | 5 ごみ | 6 |
| 7 持込 | 8 | 9 ごみ | 10 ビン類・資源プラ | 11 | 12 ごみ | 13 |
| 14 | 15 | 16 ごみ | 17 紙類・資源プラ | 18 | 19 ごみ | 20 |
| 21 持込 | 22 | 23 ごみ | 24 その他・資源プラ | 25 | 26 ごみ | 27 |
| 28 | 29 | 30 ごみ | 31 資源プラ | | | |

※回収拠点に出すごみ

回収品目

紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、乾電池、蛍光管
 (分別ステーションには出せません)

※清掃工場に持ち込まなければならないごみ

大きさ制限を超える大型ごみ(おおむね四方が50cm、重さが10kgを超えるごみ)

※月～金(祝日除く) 9:00～16:00 ※第1・第3日曜日 9:00～15:00

※ごみを持ち込む際には、あらかじめ分別してお持ち込み下さい。

(分別されていないと引き取れない場合があります)

※リサイクルできる家具等の回収

使用可能な家具等の場合、クリンクルセンターへ予約すれば、係員がお伺いし

て引き取れる物かどうかの判断の上、無料で回収いたします。

※回収した家具等は、リサイクル品として同センターで配布します。

※引き取り不可の場合はご自身で廃棄していただきます。

大量のごみについて

大量のごみ(草木などを含む)が出る場合は、回収場所に出さずに清掃工場に持ち込んで下さい。また、持ち込む際は事前に清掃工場へ連絡して下さい。

ごみ出し三原則を守りましょう ■決められた日に(朝8時まで) ■決められたものを(分別して) ■決められた場所へ出しませう

令和8年4月～令和8年9月分については、オモテ面に掲載されています。

×市が取り扱わないごみ

下記に該当するものについては、販売店や処理業者等に相談して下さい。

- 爆発性、引火性、毒性、危険性、著しく悪臭を発生するもの、特別一般廃棄物、廃棄物の処理を著しく困難にするもの、市の処理施設の機能に支障を生じるもの
- 産業廃棄物であるもの
- 法律(家電リサイクル法、オートバイリサイクル法)などにより処理過程が義務付けられているもの
- 適正処理困難物に指定されているもの

適正処理困難物の品目

スプリングマット、タイヤ、単車、FRP製のもの、ガレキ類(断熱材、土砂など、又はそれらが含まれるもの)、農薬・劇薬及び農薬・劇薬の容器、消火器、注射器、ソーラー設備等の室外設置型設備(灯油ボイラーも含む)、木(直径30cm以上、長さ2m以上のもの)、業務用製品、バッテリー、ボンベ類、建築廃材(リフォームを含む)

木及び日曜大工等で発生する程度の木材・廃材に限っては、事前に持ち込まれる量・日時を清掃工場に確認の上、持ち込むことが可能です。